

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは企業価値の最大化という経営の基本方針を実現するためには、株主価値を高めることが重要な課題のひとつと位置づけております。このためには迅速かつ正確な情報開示と、経営の透明性の向上が重要であると考え、コーポレート・ガバナンスの充実に向けて様々な取り組みを実施しております。

当社は、経営と業務執行の分離を進めるため、平成12年6月の株主総会の決議を経て実施しました経営機構改革において執行役員制の導入及びカンパニー制の導入を行いました。さらに、平成16年4月には当社グループを製品事業統括本部、医療機器事業統括本部、グループ統括本社に集約し、社長ならびに事業統括本部長以下、執行役員が経営の執行にあたる一方で、会長を議長とする取締役会が経営の監督機能を担うという体制を整備しました。また、取締役会の活性化の観点から取締役の人数の最適化も図っております。

取締役会は月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営の関する重要事実を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督しております。

社外取締役につきましては、取締役会の監督機能の強化を図るため、社外取締役2名を選任しています。併せて監査役制度の充実にも努めており、監査役4名のうち2名は社外監査役で、社外監査役と当社との資本関係及び取引関係はございません。また、内部監査の人数を増員し、機能強化に努めております。

会計監査人である新日本有限責任監査法人とは、業務運用上の改善に繋がる情報共有を行っております。また、企業経営及び日常の業務に関しては、適時顧問弁護士などの専門家から経営判断上の参考となるアドバイスを受けております。

当社は平成15年4月に企業活動における法令順守精神の徹底、強化を図るため「コンプライアンス委員会(平成19年5月に内部統制委員会に名称変更)」を設置し、9月に「企業行動の基本方針」「役員及び従業員の行動基準」を制定しました。そしてこの基本方針及び行動基準を全社的に積極的に展開しており、コンプライアンスの意識向上を図っております。また平成15年1月には従業員の窓口として「従業員相談室」を社内外に開設し、情報の早期収集・対応にも努めております。

また、経営リスクマネジメントに関する全般的事項を定めた「経営リスクマネジメント規程」を平成20年4月に制定し、この規程に基づき、様々な経営リスクへの適切な対応と経営リスクが顕在化した場合の影響の極小化を図っております。

当社グループは経営陣に対しても現場の生の声を直接伝える機会を積極的に設けるなど、誰に対しても意見が言える非常に風通しの良い社風を持ち合わせております。この社風を維持、発展させることも有効なコーポレートガバナンスの手段であると考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
小林 章浩	4,632,352	10.89
(財)小林国際奨学財団	3,000,000	7.05
井植 由佳子	2,596,611	6.10
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	1,702,690	4.00
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	1,545,800	3.63
渡部 育子	1,275,000	2.99
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント	1,260,214	2.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,151,800	2.70
宮田 彰久	1,148,750	2.70
(有)鵬	1,089,000	2.56

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部、大阪 第一部

決算期

3月

業種

化学

直前事業年度末における(連結)従業員

数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 10名

定款上の取締役の任期 1年

取締役会の議長 会長(社長を兼任している場合を除く)

取締役の人数 更新 7名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 更新 2名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
辻 晴雄	他の会社の出身者				○					○	
伊藤 邦雄	他の会社の出身者				○					○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
辻 晴雄	○	—	企業経営に関する豊富な経験と高い見識からの視点に基づく経営の管理・監督をすることが出来る社外取締役であり、また独立役員の属性として取引所が規定する項目に該当するものではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため。
伊藤 邦雄		—	大学教授(会計学・経営学)としての長年の経験および企業の社外役員としての経験を有しており、客観的かつ専門的な視点に基づく経営の監視・監督機能を期待したため。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 4名

監査役の人数 4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人である新日本有限責任監査法人は年4回の定例の会合で監査役に対し、決算などの監査に関する内容報告を行っております。また会計監査人は実施した往査の結果など必要に応じて随時、監査役へ報告しております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
林 浩志	他の会社の出身者				○				○	
酒井 竜児	他の会社の出身者								○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
林 浩志		——	税理士の資格を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、当該知識を活かし当社の経営判断に対して、財務会計面からの適切な監査をしていただくことを期待したため。
酒井 竜児		——	弁護士の資格を持ち、法的見地から当社の企業活動の適正性を判断するに相当程度の知見を有していることから、当該知識を活かし当社の経営判断に対して、高度な法律面からの適切な監査をしていただくことを期待したため。

【独立役員関係】

独立役員の人数 1名

その他独立役員に関する事項

——

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新 業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社及び執行担当所属の税引前当期純利益などの業績指標が報酬の一部に連動しております。取締役へ付与されたストックオプションの総個数は平成25年プランの240個(24,000株)です。

ストックオプションの付与対象者 更新 社内取締役、執行役、従業員、子会社の取締役、子会社の執行役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 更新

当社の業績と株式価値との連動性を一層強固なものとし、当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的としています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 **更新**

平成25年3月期における取締役(社外取締役を除く)に対する報酬等の総額は515百万円、監査役(社外監査役を除く)に対する報酬等の総額は37百万円、社外役員(社外取締役および社外監査役)に対する報酬等の総額は34百万円です。

(注)1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(注)2. 取締役の報酬限度額は、平成21年6月26日開催の当社第91期定時株主総会において年額7億円以内と決議されております。

(注)3. 監査役の報酬限度額は、平成21年6月26日開催の当社第91期定時株主総会において年額8千万円以内と決議されております。

なお、平成25年3月期における報酬等の総額が1億円以上である者は以下のとおりです。(有価証券報告書に記載しております)

取締役会長 小林一雅(237百万円)、取締役副会長 小林 豊(140百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の
有無 **あり**

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社における役員の報酬等の額の算定方法の決定に関する方針は、業績向上、担当職務における成果責任達成への意欲を高めることを目的とし、事業年度ごとの業績及び担当職務における成果を報酬額に直接反映させ、業績・成果と連動させることであります。

取締役の報酬等の総額は、報酬年額7億円(うち社外取締役分5千万円)を上限として、目標管理制度に基づき決定しております。担当職務における当該事業年度の成果について、年度初めに目標を設定し、年度末に代表取締役と面接・協議の上、成果評価を決定します。

その成果評価に基づいて、社外取締役、社外有識者及び当社代表取締役等で構成する報酬諮問委員会において協議の上、一定の範囲内で報酬等の額の改定を行なっております。

監査役の報酬等の総額は、報酬総額8千万円を上限として、監査役の協議により、一定の範囲内で報酬額を決定しております。

なお、退職慰労金制度につきましては、平成21年度より廃止しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社内取締役及び社外監査役の専任スタッフは設置しておりませんが、運営実務を遂行するための事務局は設置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、企業価値の最大化という経営の基本方針を実現するため、株主価値を高めることが重要な課題のひとつと位置づけております。このためには迅速かつ正確な情報開示と、経営の透明性向上が重要であると考えており、社外取締役を含む取締役会と社外監査役を含む監査役会という形態を選択し、コーポレートガバナンスの充実に向上を図っております。

また、経営と業務執行の分離を進めるため執行役員制度を導入し、執行役員が各事業統括本部長ならびに事業部長に就き、業務の効率化とスピード化を図っております。各事業統括本部長ならびに事業部長が構成員の「グループ執行審議会」と称する経営会議を毎月2回開催しており、各部門の経営上の重要課題の検討を行っております。なお、この経営会議には常勤監査役も出席し、監査・監督の機能を果たしております。当社社外監査役は、税務・法務などに関する専門性の高い見地と長年にわたる経験を有しており、また当社経営陣から独立した存在であり、業務執行などに対しては客観的かつ中立的な監査を実施しております。内部監査につきましては、監査役と情報を共有しつつ、内部統制・リスク管理の遵守・整備状況を定期的に確認するとともに、新たな課題を検討し、必要に応じ具体的な解決策の策定を担当部門に指示、その後の進捗管理を行なうなど機能の充実に努めております。

また、監査役から代表取締役に対しては監査計画に基づき実施した監査報告会を毎月開催しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社のコーポレート・ガバナンスの体制として、経営の監督と執行を分離する仕組みを採っております。アドバイザーボード、報酬諮問委員会を設置するなど、必要に応じ取締役会及びグループ執行審議会の機能を補佐しております。

また、当社は、経営陣に対しても現場の生の声を直接伝える機会を積極的に設けるなど、誰に対しても意見が言える非常に風通しの良い社風を持ち合わせております。この社風を維持、発展させることも有効なコーポレート・ガバナンスの手段であると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日に捉われずできるだけ早期に発送するよう努めております。
招集通知(要約)の英文での提供	東京証券取引所ウェブサイトの当社基本情報において、招集通知(要約)について掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトにおいて、当社情報開示方針を掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	実施期日は固定化しておりませんが、個人投資家と積極的にコミュニケーションを図るべく首都圏・関西圏を中心に開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第二四半期、本決算発表後東京にて開催し、社長から経営の概況及び経営方針、経営戦略、業績について報告・説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信(年4回)、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、中間/期末報告書、アニュアルレポート(和・英)、決算説明会資料などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	フェアなディスクロージャーを心がけ、広報部がIR機能を担っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは行動規範に「並はずれた顧客志向」「フェアな企業活動」などステークホルダーを強く意識した内容を明文化しております。また、「企業行動の基本方針」「役員及び従業員の行動基準」において、各ステークホルダーに対する姿勢を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	毎期7月頃に前期の環境に関する取り組み内容他を「社会・環境報告書」にまとめ、当社ホームページにて公開しております。また、コンプライアンス委員会(平成19年5月内部統制委員会に名称変更)による法令順守体制や人権啓発の教育を推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「企業行動の基本方針」「役員及び従業員の行動基準」において、株主への適時適切な情報の積極的な開示などを定めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

小林製菓株式会社(以下、「当社」という)及び当社グループは、経営理念*に基づき企業活動を展開し、“あったらいいな”をカタチにしてお客さまの期待する製品やサービスを提供する企業として、社会の信頼・お客さまの期待を裏切らないよう、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を以下のとおりとします。

* 経営理念

我々は、絶えざる創造と革新によって新しいものを求め続け、人と社会に素晴らしい「快」を提供する

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)

(1)当社及び当社グループでは、取締役及び従業員が、法令遵守の精神と高い倫理観を持って行動することを「グローバルコンプライアンスポリシー」にて定め、役員全員に配付する「従業員手帳」に記載します。また、コンプライアンスに関するテスト及びアンケートの実施や集合教育を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の更なる向上を図ります。

(2)四半期に一回開催される内部統制委員会(取締役会直轄)において、当社及び当社グループの内部統制に関する方針・実行計画を決定するとともに、コンプライアンス上の重要な課題について協議し、その結果を適時取締役会及び監査役会に報告します。なお、内部統制委員会は、代表取締役社長自らが委員長を務め、オブザーバーとして社外弁護士、常勤監査役の出席をもって構成・運営します。

(3)社外取締役を選任し、第三者的立場からの監視を受け、また、当社及び当社グループの経営に関する助言を得ることにより、取締役会の意思決定の信頼性を高めます。また、取締役会への助言及び提言体制として、外部識者、社外取締役及び取締役等によるアドバイザリーボード、報酬諮問委員会、指名委員会等を設置しております。

(4)当社及び当社グループでは、公益通報者保護法、従業員相談室利用規程に基づき、法令上・企業倫理上の問題等に関する従業員からの相談・通報窓口として従業員相談室を社内と社外弁護士事務所それぞれ設置します。また、当該窓口においては当社及び当社グループの退職者並びに取引先の従業員からの相談・通報についても受け付け、情報の早期把握及び解決に努めます。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

(1)文書管理規程、企業秘密管理規程、情報システム管理規程等の社内規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理を行うとともに、必要に応じて適宜これらの規程の見直し等を行います。

(2)取締役、監査役または内部監査室が情報を求めたときは、担当部署は速やかにその情報を提供します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

(1)経営リスクマネジメント規程に基づき、取締役会直轄の内部統制委員会にて、当社及び当社グループのリスクマネジメントに関する計画等を策定し、取締役会において審議します。

(2)リスクマネジメントの推進部署を設け、経営リスクマネジメント規程に従い、当社及び当社グループ各社の横断的なリスクマネジメント体制の整備、検証及びリスク情報の一元管理を行います。

(3)平時においては、各部門及びグループ各社において、それぞれがリスクの洗い出しを行いそのリスクの軽減等に取り組みます。経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクに関しては、担当部署から必要な情報を収集・整理し、適時グループ執行審議会にそれらの進捗報告を実施します。この報告は、当該リスク対策が完了するまで継続します。なお、有事においては、危機管理規程に基づき危機管理本部を設置し対応します。また、新型インフルエンザや自然災害等に対応するために、対策マニュアルや事業継続計画(BCP)の作成を実施します。

(4)内部監査室は総務部から内部統制委員会に報告されるリスクマネジメント体制の状況について、必要があればその有効性を監査し、その結果を代表取締役社長に報告します。また、監査役、内部統制委員会及び各業務執行部門長に適宜報告します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

(1)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催します。

(2)業務執行機能と監督機能の分離・明確化のため、執行役員制を導入しております。職務執行の効率化のため、執行役員制とあわせて事業部制を導入しております。

(3)中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定した上で、各部門においてはその目標達成に向け具体策を立案・実行します。また、グループ執行審議会で実績報告を適時受けることにより、職務執行の効率化を図ります。

(4)取締役の任期を1年とし、取締役の責任の明確化を図り、また、取締役の人数の最適化を図ることにより機動性を確保します。

5. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

(1)当社は関係会社管理規程を定め、当社と当社グループ各社間において、業務の適正を図るための指示・報告等の伝達を迅速かつ効率的に行う体制を強化します。

(2)内部監査を担当する内部監査室は、当社及び当社グループ各社の監査を行い、その結果を毎月代表取締役社長に報告します。また、監査役及び各業務執行部門長に適時報告します。なお、監査の内容は以下のとおりとします。

- (1)コンプライアンス監査
- (2)内部統制監査
- (3)資産の保全
- (4)会計監査
- (5)危機管理
- (6)業務監査
- (7)個人情報保護監査
- (8)特命監査
- (9)その他。

(3)当社から当社主要グループ各社にそれぞれ1名以上の取締役または監査役を派遣することにより、当社グループ各社の健全性を確保します。

(4)当社及び当社グループ各社の取締役は、適正な財務報告を行うことが社会的信用の維持・向上のために極めて重要であるとの認識のもと、金融商品取引法に基づき、財務報告の適正性を確保・維持するための体制を継続的に整備します。

(5)当社及び当社グループ各社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応します。また、取締役及び使用人に対しては反社会的勢力排除に向けた啓発活動を継続して行います。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号、第2号)

監査役がその職務を補助すべき従業員(以下、「監査役スタッフ」という)を置くことを求めた場合には、その人数と必要な知識・経験・権限などを取締役と監査役とで協議の上、決定します。

7. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第2号)

監査役スタッフの任命、評価、異動及び賞罰は、監査役会の同意を要するものとし、また、監査役スタッフは監査役の指揮命令のみに服し、取締役等からは指揮命令を受けず、報告義務もないものとします。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(会社法施行規則第100条第3項第3号)

(1) 監査役会には、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、法令上及び企業倫理上の問題に関する従業員相談室の利用状況ならびにその内容を、取締役及び該当部署が適時報告します。

(2) 監査役は、経営に関する重大事項についての情報を得るため、グループ執行審議会及び内部統制委員会等の重要会議に出席し、議事録を含む会議資料の提供を受けることができるものとします。

(3) 監査役がその職務の遂行に必要なものとして報告を求めた事項については、取締役又は該当部署が速やかに監査役または監査役会に報告します。

9. その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号)

(1) 代表取締役社長は、常勤監査役と毎月1度、監査役会とは四半期に一度、意見交換会を開催します。

(2) 会計監査人と監査役との連携を図るために、四半期に一度意見交換会を実施し、課題を共有する等、監査役監査の実効性を確保するための体制を整備します。

(3) 内部監査室は、監査役監査規程及び内部監査規程に基づき、監査役の監査に同行(共同監査)する等、緊密な連携を行い監査役監査の実効性を高めるよう努めます。

(4) 監査役会が、独自に専門の弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受ける機会を保証します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けた取り組みについて、「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」の通り、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応します。また、取締役および使用人に対しては、反社会的勢力排除に向けた啓発活動を継続して行います。

